

随意契約理由書

件名	神戸臨床研究情報センター4階空調機分解整備	
契約の相手方	新晃アトモス(株) 大阪支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件は、神戸臨床研究情報センターに設置されている空気調和機について、駆動部整備・部品取替、塗装他補修及び試運転調整など一切を行うものである。</p> <p>当該機器が故障した場合、テナント事務室の冷房・暖房・換気を行うことができず、施設の運営に多大な影響が生じる。当該機器は平成14年度に設置され、17年が経過しており、経年による劣化が進行しており、整備が必要な時期となっている。</p> <p>取替えを行う機器の選定・部材製作・取替作業は、製造業者しか知り得ない設計図書・ノウハウ等が必要となり、当該機器の製造業者以外では製作・整備作業を行うことが不可能である。当該機器は新晃工業(株)製である。上記請負人は同社の唯一の保守点検・整備業務を担当する系列会社であり、当該機器の構造・制御等について十分に熟知しており、本業務の施工に必要な技術力を有し、取替部品を調達できる唯一の業者である。</p> <p>他の業者では性能・強度の確保について保証できない。以上の理由により、上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部調査課	(電話番号 322-6374)